

# 長期優良住宅法の改正に関するお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、令和4年2月20日から、手続きや認定基準が変わります。

## ① 手数料の改定

(佐世保市手数料条例)

市の審査に災害配慮基準等の項目が追加されたため、手数料を改定します。

(例) 性能評価機関で事前審査があるもの(確認書等を添付した場合)

| 手数料<br>条例 番号 | 区分    | 延べ面積   | 手数料<br>(現行) |   | 手数料<br>(改定後) |
|--------------|-------|--------|-------------|---|--------------|
| 71の2イ(2)     | 戸建て住宅 | 要件なし   | 6,000       | ➡ | 15,000       |
| 71の2ハ(2)     | 共同住宅  | 500㎡以内 | 12,000      |   | 28,000       |

## ② 災害配慮基準の追加

(長期優良住宅法第6条関連)

自然災害への対応を踏まえた法改正の主旨を鑑み、下記区域では原則として認定を行いません。また、新たな添付資料(様式16「災害配慮基準 該当項目表」)の添付が必要です。

| 区域名                | 関係法等                           | 方針<br>(認定可否) |
|--------------------|--------------------------------|--------------|
| 土砂災害特別警戒区域         | 土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 認定しない        |
| 地すべり防止区域           | 地すべり等防止法                       | 認定しない        |
| 災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域) | 建築基準法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律    | 認定しない※       |

※適用除外となる場合があります

## ③ 「適合証」の廃止

(品確法第6条の2関連)

登録住宅性能評価機関が住宅の構造・設備が長期使用構造であることを確認した「確認書等※」を添付することにより、市の審査が一部省略できます。

(これまでの「適合証」は廃止され、「確認書等」に変更されます。)

※確認書等…長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

## ④ 分譲マンションは、住棟単位で認定

(長期優良住宅法第9条関連)

分譲マンションの認定は、“住戸”単位から“住棟”単位へ変更になりました。

(建築前に分譲事業者が認定申請を行い、引渡後に管理組合の管理者等が一括して変更認定を受ける方式へ変更されます)

### 【問合せ先】

佐世保市あんしん建築課あんしん建築係

電話番号:0956-25-9629

FAX番号:0956-25-9678

佐世保市あんしん建築課

検索

# 長期優良住宅法の改正に関するお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、令和4年2月20日から、手続きや認定基準が変わります。

## ⑤ 認定申請の添付図書の変更

(長期優良住宅法 施行規則)

適合証の廃止及び確認書等の新設に併せて、審査項目が変わるため、添付図書を変更します。

(例) 性能評価機関で事前審査があるもの(確認書等を添付した場合)

|      | 図書                         | (現行)<br>適合証<br>に加えて | (改定後)<br>確認書等<br>に加えて |
|------|----------------------------|---------------------|-----------------------|
| (変更) | 申請書                        | ○                   | ○                     |
|      | 設計内容説明書                    | ○                   | -                     |
|      | 付近見取り図、配置図                 | ○                   | ○                     |
|      | 仕様書                        | ○                   | -                     |
|      | 各階平面図、用途別床面積表、立面図、断面図又は矩計図 | ○                   | ○                     |
|      | 居住配慮基準に適合することを示す図書         | ○                   | ○                     |
| (新設) | 災害配慮基準に適合することを示す図書         | -                   | ○                     |
|      | 各階床伏図、各部詳細図、各種計算書、機器表      | ○                   | -                     |
|      | 状況調査書(増改築に限る)              | ○                   | -                     |

※詳細は、国土交通省ホームページ(長期優良住宅のページ)をご確認ください。

## ⑥ 経過措置

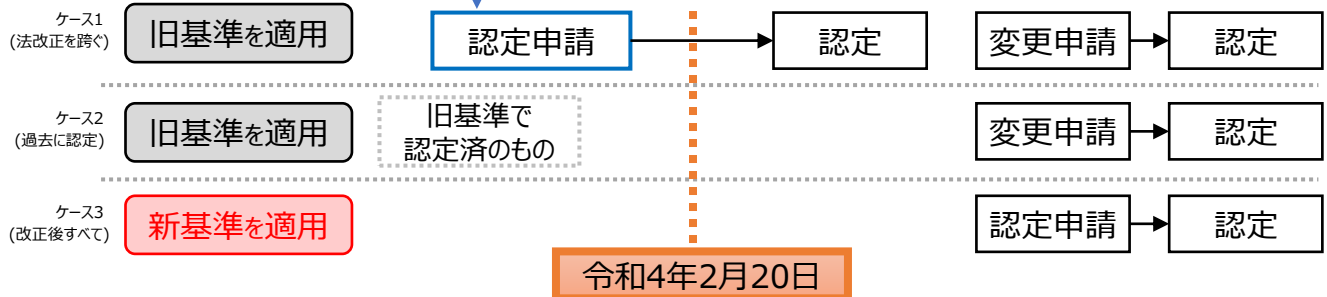
(長期優良住宅法第6条関連)

改正前に認定申請を行った場合、認定日が改正後であっても、改正前の旧基準が適用されます。また、改正前の認定住宅について、改正後に変更認定等を行う場合も、旧基準が適用されます。

### 要確認

・市の認定申請 受付締切：2月18日(金)

※法改正日を跨ぐ申請は、性能評価機関や市と十分な調整をお願いします。



【備考】 区分所有住宅の変更の認定は、上記と異なる取扱いとなりますので、事前に相談ください。

### 【問合せ先】

佐世保市あんしん建築課あんしん建築係  
電話番号:0956-25-9629 FAX番号:0956-25-9678

佐世保市あんしん建築課

検索